

東広島市地域センター使用料減免資格登録

申請受付のご案内

市では、地域づくりを行っている市内の地縁団体などが、地域センターの使用料の減免（減額又は納付の免除）を受けようとする場合に、あらかじめ使用料減免資格の登録を受けていただいています。

（１）登録できる団体

- ア **地域団体**：地域づくりを行っている市内の地縁団体
※住民自治協議会（部会、構成団体を含む。）、自治会、PTA、女性会など
- イ **市民活動団体**：地域を特定しないで目的別に市民活動を行う団体
 - (ア) NPO法人、市民グループ、大学サークル等であって、市内に事務所（支部を含む。）等を有しているもの
※代表者が講師となる場合は減免の対象外となる場合があります。
 - (イ) 市の所管課が公益上特に必要があると認めたもの
- ウ **非営利法人**：市内に所在するボランティア活動や社会貢献活動を行う消費生活協同組合、農業協同組合などの公益法人

（２）登録できる活動

- ア (1)ア、イ(ア)が行う総会、役員会等、会の構成員を対象とした各種会議
- イ 地域センターを会場にして行うボランティア、社会貢献活動
- ウ (1)ア、イが行う趣味・教養的活動
※参加費や参加制限などの条件により減免の対象外となる場合があります。

（３）申請方法

「東広島市地域センター使用料減免資格登録申請書」（４月２２日（月）から地域づくり推進課及び各地域センターで配布、または市のホームページからダウンロード可能）に必要事項を記入し、郵送または持参してください。審査後、減免団体として認めた団体に対して「東広島市使用料減免資格登録証」を交付（郵送）します。

市のホームページ

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/chiikishinko/7/13/13482.html>

(4) 受付期間・受付場所

受付期間：令和6年5月7日から令和6年5月17日まで

受付場所と受付時間：

- ①市役所地域づくり推進課（北館1階）：平日 8：30～17：15
- ②市内各地域センター：開館時（各地域センターへお問い合わせください）

(5) 減免措置

地域センターを使用するための使用許可申請の際に、登録証を提示してください。登録された内容の活動については、市内のどの地域センターであっても使用料を減免します。なお、登録証を忘れた場合や、使用目的が登録証に記載の活動内容と合致しない場合、使用申請時に使用予定人数が5名に満たない場合は、使用料は減免されません。

(6) 登録証の有効期間

登録証の有効期間は、令和6年7月1日から令和8年3月31日の使用までとします。

(7) ご注意ください

登録証がないと減免を受けられませんので、減免を受けて地域センターを使用しようとする団体は、忘れずに申請してください。

お問い合わせ及び郵送先

〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29
 東広島市地域振興部地域づくり推進課地域活動支援係
 TEL：082-420-0924 FAX：082-423-0270
 MAIL：hgh200924@city.higashihiroshima.lg.jp

各地域センター	西志和	082-433-6022	安 宿	082-432-2521
平 岩※1)	東志和	082-433-2922	乃 美	082-432-2024
寺 西※1)	志和堀	082-433-2891	能 良	082-432-2458
郷 田	高屋東	082-434-0304	吉 原	082-432-2052
板 城	高屋西※1)	082-434-0245	河 内	082-437-1122
三 永	小 谷	082-434-3758	河 戸	082-438-0446
御園宇※1)	造 賀	082-436-0896	宇 山	082-438-0449
三ツ城※2)	高美が丘	082-434-9500	戸 野	082-438-0445
東西条※1)	竹 仁	082-435-2301	入 野※3)	082-437-1001
川 上※1)	久 芳	082-435-2018	小 田	082-438-0166
原	上戸野	082-435-2057	木 谷	0846-45-0105
吉 川	清武西	082-432-2538	風 早	0846-45-0023
八本松※1)	清 武	082-432-3393		

必須開館時間 ※1)：月～土の9時～12時 ※2)：月～金の9時～17時 ※3)：月～土の9時～17時
 そのほか：月・水・金の9時～12時